

公益社団法人岩手県青少年育成県民会議常勤理事の報酬月額の基準

(平成 22 年 11 月 11 日理事会決定、平成 24 年 3 月 21 日、平成 25 年 3 月 27 日、平成 26 年 5 月 25 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議定款（以下「定款」という。）第 30 条第 1 項及び公益社団法人岩手県青少年育成県民会議役員の報酬等及び費用に関する規程（以下「報酬等規程」という。）第 4 条の規定に基づき、県民会議の常勤理事の報酬月額に関して定めるものとする。

(常務理事)

第 2 条 定款第 23 条第 4 項に規定する常務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(報酬月額)

第 3 条 前条の常務理事の報酬月額は、314,000 円とする。

ただし、当該常務理事に退職共済年金が支給されることとなる月の前月までは、30,000 円を加算できるものとする。

第 4 条 この基準の改正は、理事会で決定する。

附 則

この基準は、公益社団法人へ移行後の最初の総会において、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議定款第 30 条に基づく常勤理事の年間の報酬等の総額について定める日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。